

住民のための の市政を！！

ごうつ民報

日本共産党江津市委員会
電話 52-2633
FAX 52-7244
NO. 2472
2021年10月31日

国交省と市が地域限定の治水対策住民説明会 防災集団移転から家屋個別移転へ方針転換

13日、桜江町川戸の桜江総合センターで、国土交通省と江津市による、治水対策での移転について住民説明会が行われました。

防災集団移転とは 異なる移転方式

説明会は、桜江町後山の小松・仁万瀬と谷住郷の大口の『昭和47年災』で被災した7世帯が対象でした。

3地区はいずれも無堤防で、昨年の災害後から他の地域同様に、築堤・宅地かさ上げ・移転が議論されてきました。ただ、議論の中心は移転で「防災集団移転（防集）」の説明も受けていました。その際には、「防集」に5世帯以上の条件があるため、3地区は地域間で連携しての取り組みになると目されていました。

早期の移転が可能になるもの…

説明会の冒頭、江の川流域治水推進室の神庭副室長が、説明会開催前に内容が報道されたことを

陳謝した上で、「防集」とは異なる家屋個別移転について説明しました。これまでの河川整備では、事業着手から完了までに時間がかかることが課題でした。これに対して家屋個別移転では、河川区域として土地を買収し、その土地にある物件を家屋調査に基づいて補償して、安全な区域へ移転させます。そのため、地域での協議や移転先の制約がなく、各世帯で移転先が決まれば、早期移転が可能で、早期移転が可能な。ただ、「防集」にはあった移転先の宅地整備や引越費用の支援は行われず、地域住民のつながりを維持した移転もなくなります。

なお、農地は補償されず、空き家も基本的に補償の対象外となります。

市の財政負担は軽く 住民の不安は大きく

「防集」では、国が費

用のほとんどを負担するものの、事業費の6%は市の負担とされています。しかし、家屋個別移転では100%国の負担となり、市財政の負担は軽くなります。

一方、「防集」では「住民の負担はほぼない」とされていたが、家

説明会後の住民の意見

◆なにしろ早く移転できるようにしてほしい。ただ、家屋への補償額が不明なため、目安となるものを示してほしい。

◆「防集」にくらべ、早く移転できるが、移転先の宅地への行政からの対応がなくなり、自分で探す必要がある。今の家への補償が、新たな家を建てるに足りるかどうかも、今後の家屋調査によるため、どうなるか不安。

◆家屋調査での補償額が十分ではない場合、「防集」を選択できるのか。調査をしてもらった負い目もあって、言い出せなくなる。

屋個別移転では、家屋調査で算定された補償の枠内で、移転せねばならず、地価が低く古い家屋の住民には「十分な補償が受けられるか」との不安が大きくなっています。また、島根県が移転対象となった世帯へ、1戸250万円を上限に支給する制度については、「防集」が前提条件のため、家屋個別移転では対象となりません。

住民と協議なく提案

説明会についての報道では、これまでの経緯について「地域のまとまりの維持が可能な集団移転を検討してきた」と報じられています。しかし、住民との協議は4月以降実施されておらず、「検討」は行政間で行われていたに過ぎません。半年放置した上での突

も考えてほしい。

◆「防集」の説明があった時には、新しい家を作るのではなく、近隣の川戸へ公営住宅を建ててもらい入居することを希望する高齢の世帯もあつた。しかし、家屋個別移転では、行く先への対応がないため、既存の公営住宅や民間アパートに入るしかなく、川戸で条件に合う家がなければ、地元から離れなければならなくなる。

◆説明会の最後に、事業への同意を求められた。はじめて聞いた移転の話について、家族と相談・検討もさせずに、すぐさま決断を迫るやり方はおかしい。

然の提案に、住民のなかには困惑・不信の声も上がっています。

50年放置の政治責任

『昭和47年災』から約50年が経過しましたが、江の川下流域には50年前と変わらない無堤防地域が多く残されています。

この間、島根県からは首相や派閥領袖を含む自民党の国会議員が何人も選出され、選挙では現在に至るまで「自民党でなければ、公共事業がなくならぬ」とまことしやかに喧伝されてきました。

総選挙にあたって、その言葉が事実であったのか、50年放置されてきた地域として、政治の責任を問う必要があるのではないのでしょうか。

悩み・困りごと
ご相談ください

森川よしひで
090-7379-1554

多田伸治
090-6014-2259

新たな過疎対策計画案 「選ばれる移住地域」となるか

江津市では、今後5年間の過疎地域持続的発展計画案が示され、この10月に意見公募（パブリックコメント）も行われました。

過疎債が

10年で2・5倍に

江津市では、「過疎地域対策緊急措置法」に基づいて、2010年に市内全域が「過疎地域」の指定を受け、それまで桜江町限定だった過疎対策事業債（過疎債）

の活用が全域で可能となりました。

過疎債とは、過疎地域と指定された地域での特定の事業の財源として、自治体が発行可能な公債（自治体の借金）で、償還（借金の返済）の70%を国が地方交付税として補填（肩代わり）するものです。有利な財源

ではあります。自治体による無駄遣いへの批判もあり、有利とは言え使えばそれだけ借金も増えます。実際に江津市の過疎債残高は、10年間で24億円から60億円へと2・5倍に膨れ上がっています。

過去10年で過疎債を活用した主な事業は、済生会などの地域医療支援・新江川橋の長寿命化・給食センター建設・さくらえ保育園整備・パレットごうつの建設・特定中山間保全整備・東高浜市街地整備・島の星クリーセンターの増設・有福温

泉再生支援・うさぎ山こども園の整備・松川町のリサイクル推進施設・新庁舎建設・学校へのエアコン整備・学校の耐震化・アユ種苗生産センター整備・学校電気設備改修事業などがあります。必要な事業もあり、

「無駄なものばかり」ではありませんが、注視する必要がある。今回、過疎地域持続的発展計画案が示されたのは、時限法だった「過疎地域対策緊急措置法」が失効し、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措

置法」が施行されたため、計画に挙げた事業が、過疎債の対象となります。

過疎債を活用できる新たな事業としては、旧簡易水道施設整備、へき地医療拠点病院・へき地診療所への補助、プレミアム商品券やイベントのような効果が一度ある事業の経費に充てるのが可能となっています。

人口目標は

2万1500人

過疎地域持続的発展計画案では、「2025年度末で人口2万1500人」「1年間の社会増を目指す」としており、目指す将来の姿として「地域自らを磨いて、市内外の人に『選ばれる地域になる』こと」「都市部の人々が様々な可能性を求めて江津市へ移住する流れをつくり、かつ、この地に暮らす人々が仕事や地域おこしなど、新しい活動や価値の創造に果敢に挑む風土を醸成することで『江津に住みたい！』『江津に住んで良かった』と言われるまち」としています。

市街地整備は進むが…

江津市ではシビックセンターゾーンや江津駅前再開発など、中心市街地整備を「にぎわいと交流を創出する事業」として推進し、過疎債を含む財源を投入してきました。しかし、市内294集落のうち、21集落は限界集落（高齢化率50%以上、戸数19戸以下）で、市内の約8割の農山村集落で、空き家や耕作放棄地が増え、その管理が住民の大きな負担となっています。「目指す将来の姿」との差は広がるばかりです。

意見公募に応募なし

そういった背景もあってか、市がこの10月に実施した計画案への意見公募には、1通の応募もなく、市民の行政・計画への関心の低さ、さらには行政による市民への周知のまずさが如実に表れています。

秋が深まるにつれて、市街地への熊出没のニュースが続いています。

益田市ではジョギング中の男性が背後から襲われケガをしました。浜田市ではJR線路内で列車に熊が接触したと思われる事故があり、現場調査中の県職員と警備にあたったいた猟友会員の2人が、子熊2頭を連れて母熊に襲われて負傷。この母熊は他の猟友会員によって殺処分されました。

熊出没の季節

長年にわたり熊と向き合ってきた旧川本営林署職員は、「熊は人間が怖く、人間は熊が怖い」との当たり前の感覚から森林管理にあたり、「とにかくお互い

が出会わないことが事故防止のコツ」と話しておられます。営林署では、熊に遭遇した時の備えとして、にホームセンターで販売しているスプレー缶ではなく、小型消火器ほどの重たく容量のある外国製の本格的

元来、奥山に棲み人間とは無縁の生活をしてきた熊が、海岸線まで出没するようになったのは極めて最近のことです。林業が衰退し、山林が荒れたことで餌場をなくし、やむなく里山に移り、エサを求めて荒廃した

達をする時、私は必ず鈴を腰につけていますが、早朝ジョギングや散歩をする人を心配しています。市街地でも熊が出没する危険性があり、用心と準備が必要と考えます。

佐々木忠且

お悔やみ申しあげます
(敬称略)

23日 後	22日 松	21日 大
山 勲	嶋 枝	石 雄
(94)	(90)	(85)
跡 市 町	嘉 久 志 町	桜江町谷住郷